

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 39 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 6 月 1 日（火曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 11 時 53 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内					田湯次長
欠席委員							寺嶋主査
説明員		別紙のとおり			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 平成 21 年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて						
	(2) 平成 22 年度滝川市老人保健特別会計補正予算について						
	(3) 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算について						
	(4) 中・北空知廃棄物処理広域連合の状況について						
	(5) 春のクリーンデイについて						
	(6) 平成 21 年度ごみ処理状況について						
	(7) 古紙類の収集について						
	(8) 「未来へつなぐ市民税 1 %事業」の審査結果について						
	(9) 旧老人福祉住宅制度廃止後の経過報告について						
	(10) 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算について						
	(11) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について						
	(12) 麻しん風しん（MR）混合ワクチン予防接種の助成拡大について						
	2 第 2 回定例会以降の調査事項について						
	別紙調査項目のとおりとすることとした。						
3 その他について							
なし。							
4 次回委員会の日程について							
正副委員長に一任することとした。							
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞							

平成22年5月31日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成22年5月18日付け滝議第27号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長

市民生活部次長

市民生活部くらし支援課長

市民生活部くらし支援課主幹

市民生活部くらし支援課主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

市民生活部くらし支援課主査

市民生活部くらし支援課主査

市民生活部くらし支援課主査

市民生活部くらし支援課まちづくりセンター副主幹

市民生活部市民課長

市民生活部市民課副主幹

保健福祉部長

保健福祉部次長

保健福祉部福祉課長

保健福祉部子育て応援課副主幹

保健福祉部子育て応援課主査

保健福祉部子育て応援課主査

保健福祉部子育て応援課主査

保健福祉部介護福祉課長

保健福祉部介護福祉課主幹

保健福祉部介護福祉課副主幹

保健福祉部健康づくり課長

保健福祉部健康づくり課主幹

市立病院事務部長

市立病院事務部次長

~~西 村 孝~~

伊 藤 克 之

深 瀬 文 彦

庄 野 雅 洋

樋 郡 真 澄

~~大 本 神 威~~

山 川 弘 己

橋 本 英 昭

伊 藤 貴 寛

~~運 上 琢 諭~~

千 葉 豊

榎 木 康 人

梅 津 敏 彦

橘 弘 恭

佐々木 哲

国 嶋 隆 雄

伊 藤 澄 江

菅 野 尚 美

庄 野 憲 宗

~~杉 山 敏 彦~~

菊 井 弘 志

渡 辺 多 恵

深 村 栄 司

金 野 正 博

織 田 恵 子

東 照 明

鈴 木 靖 夫

(総務部総務課総務グループ)

第39回 厚生常任委員会

H22. 6. 1 (火) 10:00
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

（１）平成21年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて （資料）事 務 課

《市民生活部》

（２）平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算について （資料）市 民 課

（３）平成22年度滝川市一般会計補正予算について （資料）くらし支援課

（４）中・北空知廃棄物処理広域連合の状況について （口頭） 〃

（５）春のクリーンディについて （資料） 〃

（６）平成21年度ごみ処理状況について （資料） 〃

（７）古紙類の収集について （資料） 〃

（８）「未来へつなぐ市民税１％事業」の審査結果について （資料） 〃

《保健福祉部》

（９）旧老人福祉住宅制度廃止後の経過報告について （資料）介護福祉課

（１０）平成22年度滝川市一般会計補正予算について （資料）子育て応援課

（１１）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について （口頭）福 祉 課

（１２）麻しん風しん（MR）混合ワクチン予防接種の助成拡大につ
いて （資料）健康づくり課

2. 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 39 回 厚生常任委員会

H22. 6. 1 (火) 10 時 00 分

第一委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長 議長出席。遅刻～堀。委員外～窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1) について説明願う。

(1) 平成 21 年度滝川市病院事業会計継続費の繰越しについて

東部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。(2) について説明願う。

(2) 平成 22 年度滝川市老人保健特別会計補正予算について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (3) について説明願う。

(3) 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算について

深瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)

橋本主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

副委員長 東陽地区福祉会館は解体費用を含むということだったが、大まかな内訳を説明願う。

深瀬課長 建築工事費に約 2,250 万円、解体撤去費に約 470 万円、備品購入費に約 150 万円を予定している。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 ① 東陽地区福祉会館を利用する地域住民がどのくらいいるのか伺う。
② こうした地域会館はいろいろな町内会で持っており、かなり会館にお金をかけているが、直接かかわる地域が改築にどのような協力をするのか。例えば備品の一部を寄附するとか、それとも全く市役所にお任せとなっているのか伺う。

深瀬課長 ① 対象人数は 292 人、116 世帯と押さえている。
② この備品は、自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の交付金の対象となっており、今回は会館の新築とともに必要な備品を整備したいと考えている。

窪之内委員外議員 行革のときに会館の今後の方針が示されていた。東陽地区福祉会館は風で屋根がめくれたりしていたので全く改築に反対するわけではないが、市民の立場からすると、いろんな地域に会館があり、地域の町内会でその会館を維持していかなければならない。積み立てておかないと解体もできないといった状況もある。そういう点で、対象地域の世帯の人たちがこの会館について今後どのようなかわりを持っていくのか。交付金で建てられたということであれば、すべて市の費用で見るとということなのか。一定の地域の支えのようなものがないなら、ほかの町内会の持っている会館、市が直接持つとなっていたところは、住民の経費負担が今後ないのか確認したい。

深瀬課長 言われているのは地域福祉会館のことだと思う。江部乙の南北で使っていた

	いている会館も古いが、必要性が認められれば今回と同様に進めたい。町内会の会館については、新築または増築、改築にある程度の補助制度があるので、そちらを利用したい。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。
	(4) 中・北空知廃棄物処理広域連合の状況について
伊藤部次長	平成22年度の補正予算について説明させていただく。循環型社会推進交付金の21年度の執行残が生じたことから、道と国との協議の結果、中・北空知廃棄物処理広域連合の施設整備費として内示していただいたことを受け、広域連合としては25年4月の稼動を目指して施設整備を確実に実施したいということから、あす開催の広域連合の第2回臨時議会に補正予算として提案したいと考えている。全体事業費として5億6,500万円ほどの増額補正である。全体事業費が増額になることから、構成している団体の負担金にも影響が出てくるので、これについては、あすの広域連合の臨時議会で議決された後、それぞれ9月の第3回定例会に負担金の増額を計上する考えであり、滝川市においても第3回定例会で増額補正させていただきたいと考えている。
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
酒 井	そもそも口頭報告がよくない。決まったことを報告するのならよいが、こうした負担金がかかわってくるようなことは資料を出していただきたい。5億6,500万円の増額ということで9月議会に負担金が示されるということだが、あすの臨時議会で滝川市の負担金の見込みも出されると思うので、その金額について伺う。
伊藤部次長	資料の件だが、今後この種の案件については資料を提出することを基本的な考え方として対応させていただきたい。負担金の関係だが、現在滝川市の現予算の負担金額が1,916万5,000円だが、広域連合の補正による滝川市の増額分の見込み額は1,951万7,000円で、合わせて3,868万2,000円になる予定である。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。(5)、(6)について説明願う。
	(5) 春のクリーンデイについて
	(6) 平成21年度ごみ処理状況について
庄野主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
酒 井	クリーンデイについて伺う。学校と事業所等が春のクリーンデイでかなり減った理由を説明願う。また町内会がふえた理由についても伺う。
庄野主幹	参加者数については毎年増減があるが、学校等については学校行事も含めての取り組みかとも思っている。町内会に関しては周辺のごみ処理ということでもかなり関心を持たれていることで参加者増につながっていると思う。事業所等の数も減っているが、児童館の活動という中での参加というのがふえており、事業所等は日常の作業で行っており、特別に参加という形を取らないところもあると聞いている。
酒 井	事業所等はともかく、学校については、滝川の環境教育という点で非常に重要だと思う。平成18年の9校をピークに19年は3校、その後も6校、7校と推移しており、教育の位置づけとしても重要なので、そうした考えについて伺う。
庄野主幹	環境問題とあわせての取り組みと考えているので、継続して秋にもこうした取

委員長

り組みを行うので、呼びかけていきたいと考えている。

他に質疑はあるか。(なし) (5)、(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。

(7) 古紙類の収集について

庄野主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒井

古紙類の回収は、多くの方が望んでいたことで喜ばしいことだと思う。滝川市としては集団資源回収を基本とすることは十分理解するが、この収集を開始することで燃やせるごみに回っていたものが資源のほうに回ると思うが、一定の目標を持つとか、終わった後にフィードバックしていくことなどが必要と思う。そのあたりについてどのように考えているのか伺う。

庄野主幹

年間 500 トンくらいの古紙類が、燃やせるごみだったものが新たに資源として出てくる格好になるので、そういう意味では最終処分場や焼却場に回る分も減ってくることになる。その辺については滝川の負担の問題もあり、違う形での資源化ということにもつながっていくが、資源化をすることと滝川のごみの処理について、どのような形で皆さんに負担をいただいているのか、あるいは市がどのような対応をしているのかを機会を見つけて示していきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

渡辺

① 先ほども町内会との関連の説明があったが、例えば私の町内会では積極的に資源回収を行っている。トラックなどを借り上げて経費もかかっているの、両立してやると言うが、町内会がやっても市のほうに出してしまったというのではトラック代をどうするのかということも出てくると予想される。その辺の調整をしないで両方でやるとそういうおそれが出てこないか。取り組んでいない町内会では大いにやって、取り組んでいる町内会は、町内会長などと連絡を取り合って、行わないということがあってもよいのではないか。

② 回収にはそれなりの経費が必要になってくるが、経費がどうなっているのか伺う。資源をどこかに売れば収入になるのか伺う。

③ 今まで是有料袋でいろいろ処理されていたが、有料袋でなくてもよくなると、いろんなものが出てくるのではないか。回収されなかったものの始末は町内会でやってくださいとなると大変なことになる。その辺についての考えを伺う。

深瀬課長

① 滝川市には 273 の町内会あり、集団資源回収に取り組んでいるのは 135 町内会で約半分が取り組んでおり、残り半分は取り組んでいないので、そうした部分の古紙類は燃えるごみで出されているのであろうということから、こういうことを考えた。町内会との関係だが、3月の町内会連合会連絡協議会の理事会の中で、市は7月から古紙類の回収を始めるが、今行っている町内会の邪魔をするものではない、集団資源回収には今後一層協力いただきたいということで説明している。

庄野主幹

② 回収に伴う経費だが、市では委託料の増で約 1,500 万円、その逆に古紙の資源回収に限ってだが売却益が年間 500 トンということを基準に考えると 150 万円、エコバレーの焼却量が減ってくるので 1,260 万円ほどの減、広域連合の負担金が減になる、あるいは増になるといったことでほぼプラスマイナスゼロという押さえをしている。町内会の取り組みには奨励金を出しているの、積極的に資源化に取り組んでいただき、町内会の収益につながる事業にもなって

いるので、地域の皆さんにも話していただき、積極的に町内会の資源回収を利用いただくことにも取り組んでいただければと思っている。

③ 資源回収は、今まで回収していた缶、瓶、ペットボトルに今回古紙ということで、それ以外のものが出されても基本的には収集しない。チラシにもあるがきちんと分別された形で排出していただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

半分の町内会が行っていないということで、資源としてこれらの古紙を回収することは積極的に進めなければならないと思う。町内会の班回覧での周知ということで、全戸に入ると思っていたが、班回覧では一月にかなりの枚数があり、埋もれてしまう可能性があるし、回覧が回るのにかなり時間がかかり途中でわからなくなることもある。後でどうやって出すのかを確認する上でも班回覧では不十分だと思う。今後も資源回収について広報のページに載せて周知したりすべきだと思うが、なぜ班回覧に終わったのかも含めて今後の周知徹底について伺う。

庄野主幹

きょうの班回覧の資料は、広報たきかわ6月号にも掲載している。チラシという形で全戸配布をすればよいのかもしれないが、7月にもまた周知をしていきたいと思っている。

窪之内委員外議員

これと同じものが広報に掲載されたのではないと思うがいかがか。

庄野主幹

全く同じではないが、方法については広報で周知している。

窪之内委員外議員

ここにはプラス4品目ということで書いてあるが、古紙ということでは封筒類も古紙だと思うが、厳密に新聞・チラシ・雑誌、ダンボール、紙パックでなければならないのか。ほかの紙製品が入っていても大丈夫なのか伺う。

庄野主幹

封筒類は個人情報など微妙な問題があって各自で処分されることが多いと思うが、広げていただいてチラシという感覚で出していただければ、同じ紙質であれば一緒にしていただいて結構だと思う。ただ出す際には個人情報の多いものについては各自の処分ということも考えていただきたい。ここには書き切れないものもあるが、大きくはこの4点という形で代表させていただいている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)について得説明願う。

(8)「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について

千葉副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

市政執行方針では言っているが、ガイドラインがわからない。資料に食育教室とあるが、個人が料理をしても対象になるのか。町内会等で行うものは市の補助で明確に契約に基づき、思いつきの申請でやるべきものではないということが言われている。これが発表されるとそういう問題が出てくると思う。ガイドラインをしっかりとつくって市民に徹底してもらいたいがいかがか。

千葉副主幹

町内会、単位町内は今回対象にしていない。複数の町内会で連合を組織していただきたいということである。ガイドラインとしては、対象事業、対象経費についても概要に明示しているので読み取っていただきたい。ケースバイケースということがあり、なかなかガイドラインを引くのは難しいので、申請時にどのような事業にすれば対象になるのかを相談して対応しているところである。最終的に個人に還元するようなものがあると問題が出てくると思う。公共的な市民税1%はそういうものにはなじまないと思う。個人に帰るものがこれらの

渡 辺

- 中にないのかを確認したい。
- 千葉副主幹 対象とするのが市民なので、個人という場合も読み取れるのかもしれないが、対象経費から除かれるものとして、飲食費、景品の購入、備品の購入、申請団体の経費に関するものとなっているので、個人の口に入るものについては、この補助金から出るような格好にはなっていない。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) 私から伺う。
- 千葉副主幹 申請4件で採択4件だが、相談件数はどれくらいあったのか伺う。
- 委員長 4月からの相談件数は二十数件ほどである。申請は4月に4件、5月はさらに4件ということで、来月以降に申請したいというところも出てきている。
- 委員長 (8)については報告済みとする。ここで所管入れかえのため若干休憩する。
- 休 憩 10:57
- 再 開 11:05
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(9)について説明願う。
- (9) 旧老人福祉住宅制度廃止後の経過報告について**
- 深村副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 渡 辺 ① 在宅サービスの利用状況はわかるが、友愛訪問サービスや緊急通報システムの料金の関係を説明願う。
- ② 江南団地の方でひどい雪山になるところで、とても半額の助成ではかなわないのではほかの公営住宅に転居したいという相談があった。建築住宅課からはまだ返答はないが、担当課としての考えを伺う。
- 深村副主幹 ① 友愛訪問は、一月300円で月曜日から土曜日まで、最大週6日まで利用することができる。緊急通報システムはNTTのシルバーホンあんしんSⅢという機器を本人が貸与いただき、月額399円掛ける12カ月なので年間で4,788円プラス当初の設置費用として、介護保険料段階、収入に応じて、大方の方が1,000円、段階に応じて2,000円、実費となっているが、現在老人福祉住宅に入居されている方については、ほとんどの方が1,000円の設置費用である。あと二、三年でペンダントの電池の交換が実費負担で1,000円程度かかることになる。
- ② 3月25日に家族有志の会の方との懇談の場を保健福祉部として持った。その中では、4月1日以降の新年度の体制がどうなるのかも含めて話し合いをさせていただいた。その後家族有志の会の方は、建築住宅課職員と懇談をしており、ほかの団地への優先入居等についての意見交換もしたと伺っている。建築住宅課としては、ほかの団地への転居は基本的には認めないということだったが、老人特定目的住宅である見晴団地については検討したいということで回答したと伺っている。3団地に入居されている方の意向を年度内、どこかの時点で伺っての対応となると思うが、戸数に限りがあるので、その辺は家賃負担への対応、さらには空き戸数状況のバランスを見ながらになると思う。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 酒 井 ① 建てかえ等に伴う移転入居者3世帯3名を含むということで実際にはふえたのかと思うが、それから見ても高齢者見守り協力員利用状況は44世帯中37世帯ということで制度を利用していない方もいる。これについてどのように考えているのか伺う。
- ② 入浴機会確保の状況だが、この数字だけを見ると入浴機会という点では以

前と比べて減っているのではないか。やはり負担や移動の手間なども含めて従前より悪化していることはないのか伺う。従前の状況と現在の状況を踏まえて実際はどうなっているのか説明願う。

③ 少なくとも高齢者見守り協力員を利用されている方は、緊急通報システムが必要な方だと思う。その点では、東町団地、東団地合わせて12名、高齢者見守り協力員利用状況では合わせて29世帯なので、半分弱にとどまっている。こうしたことについての啓蒙も市として責任を持って行うべきだと思う。こんな制度がありますよと一度言っただけではお年寄りにはわからない。そういったきめ細やかな対応が求められると思うが、考えを伺う。

深村副主幹

① 高齢者見守り協力員の利用については、何度も3団地の入居者の方に、こういう内容で、この時間帯で、対面で顔を合わせていただきたいということで説明してきた。従前はコールによってヘルパーさんは自宅にしながら各戸との応答ができたが、今回は協力員さんが1軒ずつ訪問することで時間帯を設定せざるを得ないことで、拘束されるというわずらわしさを感じるという方もおられた。春から夏にかけて戸外へ外出される入居者の方も多くなるので、決まった時間に毎日来るわずらわしさを感じる部分から利用を差し控えるという方もいた。私どもとしては、高齢者の方の心の動き、迷い等も日々変わることがあるので、不安を感じる、一日に一回見てほしいということであれば、随時連絡をいただきたいということを話しており、見守り協力員にもその旨伝えているので、積極的なアポイントを取っていききたい。

② 入浴機会の確保について、従前の状況と今の状況を比較すると悪化しているというのは否定しない。従来が団地内に浴室があつてすべて用意された中で利用ということからみると、能動的に動かざるを得ないし、費用負担という部分も出てくる。しかしながら、当初は3月末で制度廃止というのが市の方針だった。ただ、急な費用負担、心の不安を含めた中で2年間の経過措置ということで設けさせていただいたのが本内容となっていることから、入居者、家族の方には理解いただきたいと考えている。

③ 入居者の方、さらには見守り協力員からは毎月月報ということで報告をいただいております、日々の中でも電話等による照会を受けている。介護認定を受けている方であれば、事業所との連携も緊密に行っているもので、そういった面でのきめ細やかなフォローにまでつながっているのかと言われれば、強く言えない部分もあるかもしれないが、最大限できることは対応していると思っている。入浴機会が減っているのは間違いないことで、やはり今までの環境と違って自分でやらなければならないといったことで当然の結果だと思う。何のために経過措置ができたかという、それをなだらかに着陸させるためにつくられたのだと思う。そうなれば1週間に1回もお風呂に入れない方もいらっしゃるかもしれないし、そういうことを含めて対応していくのが市として必要なことではないか。同様に緊急通報システムや高齢者見守り協力員についてもお年寄りはやはり遠慮してしまう。今まではコールでできたが、頼んでやってもらうことで悪いのではないかという気持ちが出てくると思う。そういうところを、そんなことはないですよ、どんどん使ってくださいということでやっていくのが市の役割だと思うが考えを伺う。

酒 井

深村副主幹

先ほども申し上げたが、今後も引き続き入居者の方、見守り協力員、関係する方々とも連携を取りながら周知と案内に努めていきたい。入浴機会が週に1回

も入れていない方もいるのではということだったが、東町団地、東団地の入居者の方については、東の湯の管理組合さんに名簿を渡して利用状況を把握している。その中では、ほとんどの方が利用されているということが確認されているが、それ以外の方では仲間の方と温泉施設、公衆浴場に行かれるといった方もいらっしゃるので、1週間に1回も入れないという環境下に置かれている方がいるという確認は取れていない。ただ、それを少しでも解消すべく、入浴ケアの確保の中でゆったりサロン事業へのつなぎという部分も新たに設けたので、利用できる方はそちらも積極的に利用していただくように今後も周知、PRに努めていきたい。

委員長

窪之内委員外議員

他に質疑はあるか。

① 現状と合わせると東町、東団地は表から見るとわかるが、江南団地は14世帯のうち2名を除いた12世帯で、5名が改善センター、デイサービスが4名、民間入浴1名ということで、2名の方がどのおふろも利用していないことになる。本当にそうなのか表の見方を確認したい。

② 見守り協力員の平日は、月曜日から金曜日の午前中ということで、訪問を受けたくないという人の中には拘束されたくないといった話もあるとのことだったが、午前中とは何時からのことをいうのか。お年寄りには朝早いので一般的に外出するとなると、いろんな施設があくのは一定の時間からなので、かなり早い時間帯、8時前という時間帯が可能であれば見守りサービスを受けるということもあるのではないかと。今までもコールということで家には来ないが、電話が来る時間帯はあったし、午前と午後の2回コールを受けていたので、時間的な拘束というのは人が来るかどうかということで、時間的にそこをあけておかなければならないというのは変わらないので、見守り協力員の時間設定を変えることで安否確認を受ける人がふえる可能性があると思うが、その辺をどのように考えているのか伺う。

③ 東町団地と東団地は今までのヘルパーさんがやっているの、人が来て話をするから見守り協力員を断るといのは考えづらい。そういう点では、江南団地は今までのヘルパーさんではないということで減っていることから考えて、その辺を工夫して1件でも救っていくことが協力員との間で可能であれば、そういう方向を探るべきだと思うが考えを伺う。

深村副主幹

① 江南団地の5名の方が改善センターを利用されたというのは、4月の月報に基づく利用状況で、現時点では7名の方が改善センターのおふろを利用していると私どもは聞いている。また、デイサービスセンターを利用されているのは4名で、1名が銭湯等を利用しているとのことだった。

② 現時点でおおむね8時半から9時の間に見守りを開始し、2時間半程度で昼前には終わっていただくように協力員の方をお願いしている。その中では、1人が3団地を回ったほうがよいのではという意見もいただいたが、やはり近くにいて入居者の方の事情をよく知っている方がほうが何かと利便性が図られるだろうということで、2人の方に引き続き従事していただいている。わずらわしさということがあったが、入居者の中では明らかに利用しないと言われた方以外にも、この曜日だけ利用したいということで曜日指定で利用いただいている方も3名ほどおられる。時間帯を変えることで入居者の方が安否確認を受けることに手を挙げるのかまで詳細には酌み取っていない部分もあるが、この制度の中で入居者の方の希望になるべくこたえる形で今後もやっていきたいと

考えているので、今後も状況を見て報告させていただきたい。

③ 東町、東団地は顔見知りのヘルパーさんが見守りに来ていただくことで、従前のヘルパー制度と同様の形で玄関先でいろいろとお話しをしているということも4月時点では伺い、私どもが想定していた1軒で5分程度という時間を超過して従事されているという報告も上がってきていた。今後、これをむげに断れとは言えないが、私どもは対面での安否確認ということで高齢者見守り協力員制度を設けたことから、朝の対面におけるあいさつも含む身体の状態に何か異変があったときは、市役所あるいは包括支援センターにつないでいただくことになるが、通常の範囲内では顔を見てあいさつ程度の安否確認ということで徹底させていきたい。

窪之内委員外議員 江南団地は女性のヘルパーさんから今見守り協力員として派遣されているのは男性ということもあって、もしかすると女性のほうがよいのではということもあるかもしれない。仮にそういう場合があれば、シルバー人材センターと相談するなり、1人でも安否が確認できるようなことについて情報収集していただきたい。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。(10)について説明願う。

(10) 平成22年度滝川市一般会計補正予算について

佐々木部次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。議案関連なので留意願う。

窪之内委員外議員 母子家庭自立支援給付金について伺う。親の家に同居していても世帯さえ別であればこの制度を受けられるのか伺う。

佐々木部次長 対象は児童扶養手当と同様な所得水準ということで、児童扶養手当の場合は、親と同居していても親の年収が一定程度低い場合は対象となるので、そういう方は対象になる。要は児童扶養手当をもらえる方である。同居していても児童扶養手当の場合は、玄関がきちんと分かれていたり、光熱水費もきちんとわかる証明があれば親に多少収入があっても対象になる。そういう2つのパターンがあるが、児童扶養手当の対象になればこの制度の該当になるということである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(10)については報告済みとする。(11)について説明願う。

(11) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋課長 4月以降の動向について報告させていただく。4月15日、滝川市を原告とする生活保護費詐欺事件に係る損害賠償請求事件の第2グループ、後藤被告に対する判決言い渡しがあり、457万円分の損害賠償請求が認められている。この中身で滝川市側の過失相殺の指摘に厳しいものがあったが、顧問弁護士と協議の上、控訴した場合、相手方弁護士から本人が自己破産を予定しており、控訴したとしても貴重な税金である事務費経費だけで約17万円、それプラス裁判費用がかかるということを総合判断して控訴はしていない。次に、4月28日、同じく損害賠償請求事件だが、被告片倉勝彦について、札幌高裁に控訴しているが、第1回の口頭弁論が行われている。次回は6月11日で、その時点で判決が出るものと見込んでいる。同日、4月28日には、住民訴訟にかかわる損害賠償請求事件の第11回口頭弁論が行われている。内容については、裁判長の交代による弁護の更新、従来どおりという確認、準備書面の確認等が行われている。

- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (11)については報告済みとする。(12)について説明願う。
- 織田主幹 (12) 麻しん風しん (MR) 混合ワクチン予防接種の助成拡大について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 酒 井 ① 助成拡大はすばらしいことであるが、目標の95%に近づけることが何よりも大切だと思う。今回の助成で15%対応ということだが、95%に近づけるまでにはどのくらいかかるのか伺う。
- ② 助成方法の償還払いについて、やはり窓口払いは大変だと思うが、その辺について検討したのか伺う。
- 織田主幹 ① 95%は全国的にもかなり厳しい状況で、集団接種という方式を取っているところが多いが、個別接種で80%までいくのに皆さんかなり苦労している。滝川市も3月末には個別通知をし、さらに12月末を終えて1月に入ってから未接種者に全員個別勧奨して70%ちょっといくところである。今回の助成に基づいて10~15%見込むとして、残り95%までの目標に対しては、さらなる個別勧奨が一番だと考えている。
- ② 利用者にとっては、病院に行ったときにそこでお金を払わずに受けられるのが一番よいことだが、今回高1、高2で受ける場合は、あくまでも任意接種ということなので、任意接種という意識を持った上で医療機関と同意を得た上で、お金に関しては市のほうで公費助成をしたいということの区分けをするためにも、このような償還払い方式にさせていただいた。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (12)については報告済みとする。
- 委員長 **2 第2回定例会以降の調査事項について**
- 委員長 別紙の調査項目とすることによいか。(よし)
- 委員長 **3 その他について**
- 委員長 委員から何かあるか。(なし) 事務局から何かあるか。(なし)
- 委員長 **4 次回委員会の日程について**
- 委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことによいか。(よし) 以上をもって第39回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 11:53